

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	介護職員の人数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	夜間看護体例加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (598 単位) 要介護2 (628 単位) 要介護3 (700 単位) 要介護4 (768 単位) 要介護5 (838 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 86単位)		×70/100				1日につき +20単位	訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 198単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 270単位に 所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 90単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37 単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時 間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位 を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位 所要時間1時間15分以上の場合 270単位 ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (560 単位) 要介護2 (628 単位) 要介護3 (700 単位) 要介護4 (768 単位) 要介護5 (838 単位)	×70/100			1日につき +10単位		

注 看護・介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死に日以前前2日又は3日 (1日につき 80単位を加算)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 死に日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死に日 (1日につき 1,280単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の80/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	

※ 限度額	要介護1 17,024単位
	要介護2 19,091単位
	要介護3 21,280単位
	要介護4 23,347単位
	要介護5 25,475単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (※に指定福祉用具貸与に類した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付風呂			
	特殊寝台			
	特殊寝台付風呂			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動歩行感知機器			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。特殊家器については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)